

令和 7 年度

委託

~~設計書~~
仕様書

1 委託名

旧山崎家別邸樹木等管理業務委託

2 委託箇所

川越市松江町2丁目7番地8 旧山崎家別邸

3 実施額

円

(但し、委託価格

円)

4 変更実施額

円

(但し、委託価格

円)

差引増減額

円

5 委託大要、起工理由・変更

変更委託の大要	
委託の大要	樹木剪定工 1 式 樹木薬剤散布 300 リットル 巡視巡回 1 回
変更理由	
起工理由	国登録記念物名勝地に指定されている旧山崎家別邸庭園等の樹木を剪定し、適切に管理・保存を行う。

川 越 市

本 委 託 費 内 訳 表 (1/2)

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	樹 木 剪 定 工			1	式			別紙第 1 内訳書
	樹木薬剤散布			300	ℓ			300ℓ × 1回（殺菌剤有）
	巡視巡回			1	回			枯枝除去含む
	直接委託費計							= A
		共 通 仮 設 費		1	式			A × 6.52 %以内
	純 委 託 費 計							= B
		現 場 管 理 費		1	式			B × 27.88 %以内

川 越 市

本 委 託 費 内 訳 表 (2/2)

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	委 託 原 価 計							
								= C
		一般管理費等						
				1	式			C × 23.57 %以内
	委 託 価 格							
								= D
		消費税相当額						
				1	式			D × 10%
	合 計							

川 越 市

別紙第1内訳書

1-(1)号

名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
樹木剪定工	常緑樹	C<30					
			5	本			
	常緑樹	30≤C<60					
			13	本			
	常緑樹	60≤C<90					
			8	本			
	常緑樹	90≤C<120					
			5	本			
	常緑樹	120≤C<150					
			3	本			
	常緑樹	150≤C<180					
			1	本			
	常緑樹	180≤C					
			2	本			
	落葉樹	30≤C<60					
			2	本			
	落葉樹	120≤C<150					
			1	本			
	針葉樹(マツ類)	C<30					
			2	本			2回／年
	針葉樹(マツ類)	30≤C<60					
			2	本			2回／年

別紙第1内訳書

1 - (2) 号

名 称	材 料	形状寸法・規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
樹木剪定工	針葉樹	$30 \leq C < 60$					
			1	本			
	針葉樹	$150 \leq C < 180$					
			1	本			
	特殊樹木(シュロ)						
			6	本			
	特殊樹木(クロチク)						
			8.5	m ²			誘因作業含む
	玉物(人力)	$1.2 \leq H$					
			3	株			
	生垣(人力)	$1.5 \leq H < 2.5$					
			14	m			7m×2回/年
	寄植(人力)	$H < 1.5$					
			36.0	m ²			
		小計					

旧山崎家別邸樹木等管理業務委託
仕様書

川 越 市

1 目的

この仕様書は、国登録記念物名勝地として登録を受けている旧山崎家別邸の庭園について、樹木の適切な剪定等を行い、文化財的価値が高く評価されている庭園を適切に保存することを目的とする。

また、庭園以外についても、管理棟を含めた旧山崎家別邸敷地内の樹木等の維持・管理を行うことを目的とする。（旧山崎家別邸敷地図参照）

2 委託対象施設

- (1) 名称 旧山崎家別邸
- (2) 場所 川越市松江町2丁目7番地8

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容及び範囲

国登録記念物名勝地として登録を受けている旧山崎家別邸庭園及び管理棟敷地内における樹木の適切な剪定、除草等を行う。

なお、その剪定にあたっては発注者または発注者の指定する者から指示を受け、適切に庭園を保存することに努めるものとする。

5 剪定作業者

当委託は苑地及び害虫駆除に登録があり、且つ1級または2級造園施工管理技士と1級または2級造園技能士の両方の資格を有する業者としているが、旧山崎家別邸庭園が国登録記念物名勝地に指定されていることに鑑み、樹木の剪定作業をするものにあたっては、1級または2級造園技能士の資格を有する者とする。

6 作業日・時間等

樹木剪定は10月または11月で1回、2月または3月に1回行う。

巡視巡回は10月または11月で1回行う。

樹木薬剤散布は11月までに1回行う。

植栽工は2月及び3月に行う。

作業日は旧山崎家別邸の休館日（毎月第1・3水曜日）に行う。

時間は9:00から17:30に行う。

なお、詳細については両方で協議の上決定し、変更等については発注者の許可を得るものとする。

7 仕様書に記載のない事項

この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項または疑義がある事項については、発注者、受注者双方で協議の上、解決するものとする。

8 業務開始前の準備

受注者は、事前に受注箇所の概要を把握するとともに、発注者と十分打ち合わせを行った上、その指示に従い業務を効率よく安全に遂行するものとする。

9 責任者の指定

受注者は、責任者 1 名を選び当該業務の遂行に当たらせること。また、発注者と連絡を密にして業務を実施すること。

10 服装

業務に従事する者は、安全かつ効率的に作業が行えるような衣服を着用すること。

11 負担区分

業務に要する機械器具・材料・用具等は受注者の負担とする。

12 剪定事業者に関する書類について

剪定事業者については 1 級または 2 級造園技能士の資格証を提出するとともに、発注者に確認を受けること。

13 委託業務実施計画書

受注者は、受注期間中の業務計画を定め、その委託業務実施計画書を提出し確認を受けること。

14 事故または異常報告

受注者は、枝払い作業中、構造物・樹木・作物等に損害を与えたとき、または異常を発見した時は直ちに発注者へ連絡すること。

15 注意事項

受注者は、業務を実施するにあたって、業務に支障のないよう適切に次のことに注意すること。

1) 処分

作業で出た樹木の枝等は、適切に処分すること。

2) 清掃

清掃は十分に行うこと。ゴミ・空き缶等は持ち帰り、適切に処分すること。

3) 騒音

作業時に周辺への騒音が予想される場合は、事前に周辺居住者等への周知徹底を図ること。

4) 安全管理

作業の実施にあたっては、入場者等に危険のないよう十分注意するものとする。なお、作業中において作業中である旨を表示した看板等を掲示し注意を喚起すること。

5) その他

作業の実施にあたり、施設・樹木等を損傷しないように十分注意すること。

16 委託業務実施報告書

業務を終了した時は、その都度受注者立会いの上、検査を受け、出来高書類等の資料添付の上、「委託業務実施報告書」を提出すること。

なお、施工状況写真（カラー）は、作業の実施前、実施中、実施後の状態をそれぞれ同じ位置・方向から撮影するものとする。

17 支払い方法

完了払いとする。

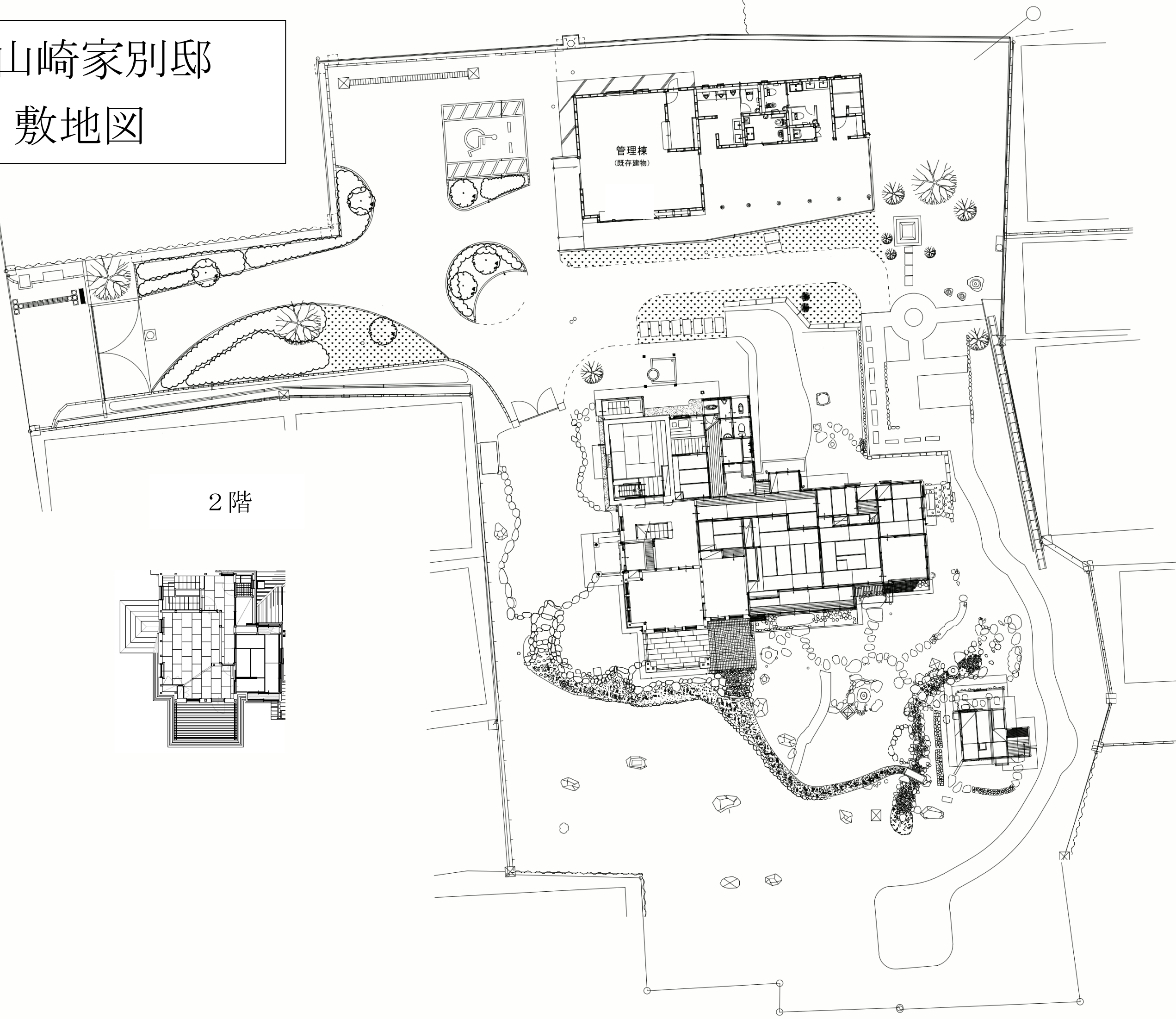
18 再委託について

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

19 担当課

〒350-8601 川越市元町2丁目1番地10
川越市役所 産業観光部 観光課（川越まつり会館）
TEL：049-225-2727

旧山崎家別邸
敷地図



2階